

次期クリーンセンター整備
基本構想策定に向けた
基礎調査業務委託

仕様書

令和8年4月

鹿沼市

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、鹿沼市（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に履行させる「次期クリーンセンター整備基本構想策定に向けた基礎調査業務委託」に適用する。

2 目的

甲は、現在の鹿沼市環境クリーンセンターが築後31年を経過したため、約10年後を見据え、次期施設の整備について検討を開始したところであり、令和10年度を目処に、次期クリーンセンターの在り方、方向性、要件等を定めた次期クリーンセンター整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定する予定である。

本業務は、廃棄物処理、資源循環等に係る技術動向、先進事例等を様々な視点から調査し、及び評価することにより、基本構想の策定において協議検討及び取捨選択の対象となる「具体的で質の高い選択肢」を数多く確保することを目的とする。

3 基本事項

(1) 業務の名称

次期クリーンセンター整備基本構想策定に向けた基礎調査業務委託

(2) 事業実施期間

契約締結日から令和10年3月17日まで

(3) 業務内容

業務内容は次のとおりであり、詳細については後述する第2章及び第3章で示す。

ア 廃棄物処理施設に関する調査業務

イ 多面的価値の創出に係る調査及び検討

ウ 次期施設に係る適地調査業務

(4) 法令等の遵守

乙は、本業務の履行に当たり、本仕様書、契約書のほか、関連する法令、通達、条例又は指針等を遵守しなければならない。

(5) 業務の履行

ア 乙は、客観的に信頼できる理論、技術、文献、数値等を用いるとともに、乙の知見を発揮して、公平かつ中立な立場で本業務を誠実に履行するものとする。

イ 本業務の成果物は、甲の第9次総合計画、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画その他関連計画との整合性に留意するほか、甲が処理する一般廃棄物の性質及び排出量並びに資源循環の舞台となる商業、工業、農業、林業等の実情に即したものとする。

ウ 乙は、次期施設における多面的な価値の創出を図るため、資源循環、脱炭素、地域循環共生圏その他持続可能で豊かな自然環境、生活環境、経済及び社会の形成を目的とする法令、栃木県条例、国県の計画等を参考とし、可能な範囲で成果物に反映させるものとする。

エ 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の履行上、必要と考えられるものは、甲と乙との協議の上、乙の責任において実施するものとする。

オ 本業務の履行に際しては、甲と十分な協議調整を図り、業務の履行に支障のないよう努めるものとする。

(6) 協議等及び議事録

乙は、業務着手時及び履行期間中において、必要に応じて協議、打合せ、中間報告等を行い、これらについて会議録を作成し、市に提出して承認を受けることとする。

(7) 秘密の保持

乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(8) 公益確保の責務

乙は、本業務の履行に当たり、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないように努めなければならない。

(9) 業務履行体制

ア 本業務の履行体制は、本業務の特質性を考慮し、業務に係る専門的知識と経験を有する者によって構成するものとする。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められるときは、甲は乙に対し、担当者の変更を求めることができる。

イ 乙は、本業務の履行に当たり、それぞれ次の技術者を配置すること。この場合において、管理技術者と照査技術者は、同じ技術者が兼務できないものとする。

(ア) 管理技術者

技術士（衛生工学部門-廃棄物・資源循環）または、総合技術監理部門（衛生工学部門-廃棄物・資源循環）の資格を有し、かつ、直近10年（平成28年4月1日以降に契約し、令和8年3月31日時点で業務が完了しているもの）で、地方自治体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設整備（し尿処理施設を除く）における基本構想策定業務等の受注実績を有する者を配置すること。

(イ) 照査技術者

管理技術者と同じ。

(10) 提出書類

乙は、本業務の履行に当たり、契約書に定めのあるもののほか、次の書類を提出しなければならない。なお、提出した書類の内容に変更があった場合は、都度最新版を提出すること。

ア 業務実施計画書

イ 本業務の履行体制図

ウ 技術者名簿

エ その他甲が必要とする書類

(11) 成果物

ア 本業務の進捗に応じて、随時納品するもの

(ア) (6)により甲に提出し、承認を受けることとされている会議録

(イ) アンケート、適地評価基準、審議会資料その他本業務の履行過程において甲が指示するもの

イ 本業務の完了時点において、一式を納品するもの

次の(ア)から(イ)までについては、電子データのみで納品するものとし、(カ)については、アにかかわらず、完了時に改めて納品するものとする。

- (7) 廃棄物処理施設に関する調査業務報告書
 - (イ) 廃棄物処理施設に関する調査業務報告書概要版
 - (ウ) 多面的価値の創出に係る調査業務報告書
 - (エ) 適地調査業務報告書
 - (オ) 適地調査業務報告書概要版
 - (カ) 協議打合せ等の議事録 2 部
- (12) 成果物の帰属
- ア 本業務で得られた成果物（中間成果物も含む。）は、全て甲の所有とする。
 - イ 乙は、甲の許可なしに成果物を他人に公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- (13) 成果物の引渡し
- ア 乙は、成果物を納品しようとするときは、あらかじめ当該成果物の内容、構成、媒体、数量、納品時期等について甲と協議しなければならない。
 - イ 乙は、アの協議において甲から指示を受けた場合は、当該指示が明らかに合理性を欠くものであるときを除き、当該指示の内容を成果物に反映させるものとする。
 - ウ 甲は、乙から成果物の納品を受けたときは、直ちに当該成果物を検査し、必要に応じて成果物の追加、修正等の指示をするものとする。この場合において、イの規定は、当該指示について準用する。
 - エ 甲は、適正な成果物を受領したとき又はウの指示により成果物が適正なものとなったときは、その旨を直ちに乙に通知するものとする。この場合において、成果物は、乙から甲に引き渡され、本業務が完了したものとする。
- (14) 疑義
- 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項を新たに定める必要がある場合は、甲と乙との協議の上、これらを決定するものとする。
- (15) 委託料の支払
- 本業務の委託料は、原則として、本業務の完了後に一括して支払うものとする。ただし、部分払について、乙から申出がされた場合であって、甲が認めるときは、次に掲げる部分払の方法により委託料を支払うことができる。
- ア 部分払の時期は、令和 9 年度内とする。
 - イ 部分払の額は、本業務の進捗状況を基礎として、甲と乙との協議により決定する。
- (16) 本業務完了後の対応について
- ア 乙は、本業務の目的が甲の基本構想の策定に向けた基礎調査であることに鑑み、業務後においても、甲からの成果物の解釈、経緯、活用等について質疑され、又は助言を求められた場合は、これらについて無償で対応するものとする。
 - イ 乙によるアの対応は、原則として、架電、電子メール又はオンラインによるヒアリングにより行うものとする。
 - ウ 甲によるアの質疑又は助言の求めは、乙の本業務における義務の範囲を超え、又は新たに乙に多大な作業負担又は金銭的負担を与えるものとしてはならない。

4 現在の廃棄物処理施設

甲における現在の廃棄物処理施設の規模等は、次のとおりである。なお、年間処理量及び埋立量は、それぞれ令和6年度（2024年度）の実績である。

(1) 鹿沼市環境クリーンセンター

ア 処理施設

施設名	ごみ焼却処理施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルセンター（プラ）	新リサイクルセンター（PET）
規模	88.5 t/日×2 炉	30t/日	5t/日	2t/日
竣工	1994年	1994年	2002年	2012年
基幹改良竣工	2015年	2023年	-	-
年間処理量（t）	24,255	1,443	552	328
備考	ストーカ式で処理している。	缶・ビン・不燃物を処理している。	容器包装プラのみを処理している。	ボトル to ボトルに取り組んでいる。

イ スtockヤード

施設名	Stockヤード	新Stockヤード
構造	鉄骨造1階建て1棟	鉄骨造1階建て2棟
延べ床面積	465 m ²	343.86 m ²
竣工	1997年	2022年
備考	2023年に木製家具等を破砕する低速二軸破砕機を設置した。 処理量：0.8 t/時 年間処理量：341 t	床面積内訳 A棟：144.4 m ² B棟：199.46 m ²

(2) 鹿沼フェニックス（一般最終処分場）

施設名	鹿沼フェニックス
埋立面積（m ² ）	35,300
埋立容量（m ³ ）	150,000
埋立開始年度	1993年
基幹改良竣工	2024年
年間埋立容量（m ³ ）	2,658
年間埋立量（t）	3,455
処理対象物	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰） 破砕ごみ・処理残渣

第2章 一般廃棄物処理施設に関する調査業務

1 基本事項の整理

次のとおり、甲における将来のごみ処理について調査検討し、各施設の基本的諸元とこれらの施設整備に伴う最終処分場の在り方について整理する。なお、近隣自治体との広域化の可能性も考慮し、単独処理の場合と広域化した場合について、それぞれ調査検討を行い、両者を比較し、相違点等を整理するものとする。

(1) ごみ処理における現状の整理

一般廃棄物処理基本計画等に記載された内容を基礎として、直近におけるごみ処理の現状（排出量、分別区分、収集運搬状況、処理・処分状況、ごみ処理フロー、ごみ処理施設等）を整理する。

(2) 中長期的なごみ排出量・質の見通しの検討

(1)の結果及び複数の手法で算出した人口推計の結果から、施設規模等の算定に必要な推計（15年程度）を行う。なお、当該推計は、プラスチック資源循環法への対応など、国交付金の利用に必要な施策が実施されたものとして行うものとする。

(3) 一般廃棄物の処理や施設整備に係る動向の整理

次の内容について、それぞれ最新の動向を調査し、整理するものとする。

ア 一般廃棄物の処理及び施設に係る最新技術

- (ア) 収集や運搬等の輸送に関すること。
- (イ) 中間処理に関すること。
- (ウ) 脱炭素や資源循環に関すること。
- (エ) リサイクル率の向上に関すること。
- (オ) 最終処分に関すること。
- (カ) その他一般廃棄物の処理及び施設に関すること。

イ 国及び県の施策や制度

国の定める「循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物処理施設整備基本計画」、県の定める「資源循環推進計画」や「ごみ処理広域化計画」等の内容から、一般廃棄物の処理における施策や制度の動向を整理する。

ウ 一般廃棄物の分別や処理に係る市民や企業の意識

内閣府が実施した環境問題に関する世論調査、甲が既に実施し、又は今後実施する市民アンケートの結果等から、一般廃棄物の分別及び処理についての市民及び企業の意識、甲の特色、並びに生活様式の動向を整理するものとする。

(4) 甲における一般廃棄物処理の課題について

(1)から(3)までの結果から、甲における一般廃棄物処理についての課題を洗い出し、整理する。

(5) 将来の分別品目についての検討

甲におけるごみ分別の変遷、(1)から(4)までの結果等から、将来の分別品目についての可能性を検討する。

(6) 各処理施設における諸元の検討

(1)から(5)までの結果から、次の施設について、それぞれ実現性のある選択肢を洗い出し、当該選択肢ごとに規模、処理方法等の諸元を算定し、比較する。

ア 可燃ごみ処理施設

イ 粗大ごみ処理施設

ウ プラスチックごみ処理施設

エ ペットボトル処理施設

(7) 最終処分場の在り方の検討

現最終処分場の埋立可能量及び今後のごみ排出量等の見通しを前提に、それぞれ処理施設又は資源化の選択肢ごとに、今後の最終処分場の在り方（現施設の継続使用、民間委託、新規整備、焼却灰の再資源化に伴う廃止等）を整理し、比較する。

(8) 災害廃棄物処理量と施設規模の見直し

災害廃棄物の発生量を考慮し、災害廃棄物処理基本計画等を基に災害廃棄物の受入量について検討する。また、災害廃棄物の種類別発生量の推計に基づき、必要に応じて、施設規模及び処理容量を見直す。

2 多面的価値創出に係る検討

地域循環共生圏の観点から、次期施設が多面的価値を創出することにより、甲における脱炭素社会及び循環型社会の形成における中核施設となることができるよう、甲における多面的価値の創出において調査するとともに、次に掲げる事項についても調査し、それぞれ当該調査結果について評価するものとする。

(1) 各種統計情報等から導き出した甲の資源循環に係るポテンシャル

(2) 商業、工業、農業、林業その他の産業分野の実情、課題、現場の声等

(3) 市職員による調査検討結果

(4) 市民参加のワークショップやアンケート等の結果

(5) 施設整備検討審議会からの意見

3 処理システムの検討と比較評価

(1) 広域化・集約化の検討

ア 県広域化計画を基に、甲との広域化の可能性のある自治体の廃棄物処理の現状を調査し、それぞれ広域化に向けて取り組むべき事項について整理する。

イ 広域化した場合の分別、収集等について、処理システムの観点から次期施設にどのような影響があるかを整理する。

(2) 民間の廃棄物処理事業者との連携について

- ア 広域化も念頭に一般廃棄物処理及び災害廃棄物処理について、連携可能な民間の廃棄物処理施設の所在地、処理量等を調査する。
- イ 広域化に係る各自治体について、それぞれ民間事業者と連携した取組の現状について整理する。
- ウ 処理の委託や災害時の連携等について、甲単独の場合及び広域化をした場合を想定し、それぞれ可能性を検討する。

(3) 処理フローの比較検討

甲及び広域化可能性自治体の一般廃棄物処理基本計画、2で評価した多面的価値機能並びに3(1)で整理した事項を基礎とし、収集、運搬、中間処理、資源化、最終処分等に関する処理フローを、次に掲げる要素ごとに、それぞれ複数パターン作成し、比較評価を行う。

- ア 整備する施設の種類、形式等
- イ 次期施設において採用する分別項目
- ウ 甲単独で整備する場合又は広域化により整備する場合

4 概算事業費等の算出

直近の類似施設の契約実績、企業等への聞取り等に基づき、次の概算額を算出する。

- (1) 1(6)に掲げる各処理施設の整備費用
- (2) (1)の各処理施設の運営、維持管理、保守等に要する委託費
- (3) 2の多面的価値の創出に必要となる施設及び附帯設備の整備費用
- (4) (3)の施設及び附帯設備の運営、維持管理、保守等に要する委託費

5 財政支援制度と実質負担額の整理

(1) 国又は県の財制支援制度

国又は県による廃棄物処理施設の整備を対象とした交付金、補助金、事業債等の利用可能性等について整理する。なお、多面的価値創出の観点から、環境省所管のものだけでなく、経済産業省、文部科学省その他の省庁における支援制度も調査対象とする。

(2) 実質負担額

4で算出した事業費に対し、5(1)の財政支援制度による支援額を充当することで、次期施設整備における甲の実質負担額を算出する。

6 工程表の作成

現在の甲における廃棄物処理施設の状況を踏まえ、施設整備の優先順位を検討し、基本構想策定から次期施設工事完了に至るまでの工程表を作成する。

7 事業方式の整理

公設公営、公設民営、P F I など一般廃棄物処理施設の整備において採用し得る事業方式及び当該事業方式の採用実績を調査し、それぞれ事務手続、メリット・デメリット等について評価する。

8 次期クリーンセンター整備理念の検討

1 (3) で整理した動向等を参考に基本構想に記載する整備理念について検討する。

9 市民向けアンケート実施支援

(1) アンケート調査における役割分担

本業務及び基本構想に市民の意見を反映させるため、新たにアンケート調査を行う。この場合において、乙は、甲と意見交換、協議等を行った上で、次に掲げる役割分担により当該調査を行うものとする。

ア 対象者の選出及び発送は、甲が行う。

イ 結果の集計及び分析は、乙が行う。

(2) アンケートの内容

ア 対象

市民1, 000件のほか、市内に所在する高校生等を対象とする。

イ 手法

紙調査票の送付及びオンライン調査を組み合わせで行う。

10 施設整備検討審議会の運営支援

甲は、基本構想の策定に当たり民意の反映を目的に地方自治法に基づく審議会を設置する。乙は、当該審議会の運営について次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 運営支援

会議運営について、事前打合せ、資料を作成するとともに、会議での技術的事項の説明等について支援を行う。なお、開催回数は、おおむね6回程度とする。

(2) 審議会の意見に対する対応

乙は、審議会から意見があった場合は、その対応について甲と協議の上決定し、必要に応じて、資料の修正、追加調査等を行う。

11 報告書の作成

乙は、この章に定めた調査、比較評価結果等について、経緯、過程等の補足事項を加えて、報告書を作成するものとする。

第3章 適地調査業務

1 目的

甲が基本構想に最終候補地を記載するに当たり、当該最終候補地の選定において客観的かつ定量的な情報を基に適切に判断することができるよう、当該選定に係る審査基準、要件等を整理するとともに、網羅的な調査及び評価を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 候補地選定基準の作成

ア 最終候補地選定までの手順、手続等を洗い出す。

イ 次に掲げる事項を参考に、甲の地域特性を配慮した候補地選定における評価項目、基準等を整理する。

(ア) 候補地の現況（利用状況、地権者、権利設定等を含む。）

(イ) 自然環境、希少な動植物等

(ロ) 道路状況、収集運搬効率及び経済性

(ハ) 施設建設事業費（用地費、造成費、施設建設費、インフラ整備費等）

(ニ) 周辺状況や関連施設

(ホ) 多面的価値提供（熱利用や電力供給等）を想定した場合の効果

(ヘ) 広域化・集約化の可能性

(ト) 災害被害の想定

(チ) 法的規制区域

ウ ア及びイの結果に基づき候補地選定基準を立案し、甲が地方自治法に基づき設置する施設整備検討審議会の承認を得る。

(2) 対象地域の洗出し、調査及び評価

ア ネガティブマップの作成

(ア) 法的規制、物理的制約等から候補地に適さない地域を除外地域として設定する。

(イ) (ア)の除外地域以外の地域から、調査及び評価対象となる地域の洗い出しを行う。

イ 調査及び評価

(1)により作成した内容に基づき、(2)ア(イ)の地域に対する調査及び評価を行う。

(3) 候補地選定委員会の運営支援及び対応

当委員会の役割は、職員のみで構成され、評価対象地域における調査結果及び評価の妥当性を確認する役割を担う。

ア 運営支援

乙は、会議運営について、事前打合せ、資料作成及び会議での技術的事項の説明等の支援を行う。なお、開催回数は、おおむね4回程度とする。

イ 委員会の意見に対する対応

乙は、委員会から意見があった場合は、その対応について甲と協議の上決定し、必要に応じて、資料の修正、追加調査等を行う。

(4) 報告書の作成

候補地選定方法、適地の調査、評価結果等について、経緯、過程等の補足事項を加えて報告書を作成するものとする。